

ご存知ですか

兒童扶養手當制度

児童扶養手当とは

両親の離婚などにより父親と

(7) 母が婚姻せずに生まれた児童
(8) 母が児童を懐胎した当時の事
情が不明である児童

支拂日

★平成18年度の児童扶養手当現況届はお済みですか

生計をともにしていない児童の
母、または母にかわってその児
童を養育している方に対して、
児童の健やかな成長を願って支
給される手当です。この手当は
申請しなければ支給されません
のでご注意ください。

■児童扶養手当を受けることが

次のいずれかに当てはまる
「児童」を監護（保護者として

る母、または母にかわってその児童を養育している方(養育者)

る日以降、最初の3月31日まで
にある児童をいいます。ただし、

(特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害)がある場合は、

受給者・児童とともに国籍は問い合わせません。

(1) 父母が婚姻を解消した児童
(2) 父が死亡した児童

兒童

(4) 父の生死が明らかでない児童
(5) 父から1年以上遺棄されてい

(6) 父が1年以上刑務所などに拘

■児童扶養手当の額 (平成18年)

四月

■所得制限について

男童扶養手当

児童扶養手当には所得制限が設けられており、受給資格者本人、配偶者及び同居（世帯分離している場合も含む）の扶養義務者（父母、子、祖父母、兄弟など）の前年の所得により、その年の8月分から翌年の7月分

までの一年分の手当額が決まります。

す。提出されない場合には、8月以降の手当が差止めになり、2年以上提出されない場合には受給資格が喪失します。今年度の現況届が未提出の方は、至急提出くださるようお願ひします。)

■児童扶養手当の支払日

手当は認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回、支払月の前月分までの手当が支払われます。(支払日が土・日・祝日などに当たるときは、これらの日の前日とします。)

扶養 人数	<受給資格者本人>		<扶養義務者>
	全部支給所得制限額	一部支給所得制限額	所得制限額
0人	190,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	570,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	950,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満
3人	1,330,000円未満	3,060,000円未満	3,500,000円未満
4人	1,710,000円未満	3,440,000円未満	3,880,000円未満
5人	2,090,000円未満	3,820,000円未満	4,260,000円未満

※所得の計算方法（課税台帳に基づき計算します。）

所得 = 年間収入金額 - 必要経費(給与所得控除額など)

±養育費の8割相当額=諸控除

－8万円(社会保険料相当額として一律8万円とします)